

第4章 市税を納めるには

① 自主納税と滞納

■ 自主納税

自主納税とは、納税者のみなさんが定められた納期限までに自主的に納税することです。

奈良市では、納税の本来の姿として自主納税を推進しています。

■ 市税の滞納

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、督促状により納税を促します。（たとえ、うっかり納税を忘れていた場合であっても滞納となります。）また、滞納した場合には、本来納めなければならない市税のほか、延滞金も納めなければなりません。

■ 滞納処分

税の公平性を保ち、また、大切な市税を確保するため、滞納者の財産（不動産・預貯金・給料など）を差し押え、その財産を公売するなど滞納処分を行います。

■ 市税は市民の財産

市税の滞納は、税収の減という大きな損失であるのみならず、福祉・教育・土木事業など本来市民のために使われるべき貴重な市税から滞納整理に多額の費用を支出することにつながります。

市税は、市民一人ひとりの財産です。市税を有効に使えるよう納期内納税にご協力ください。

■ 納税相談

事情により納税できない場合は、担当課にご相談ください。

- 納期限前の納税相談…納税課へ
- 納期限を過ぎてしまった場合の納税相談…滞納整理課へ



● コンビニエンスストア

セブン-イレブン	ローソン	ミニストップ	ファミリーマート
ポプラ	生活彩家	くらしハウス	スリーエイト
コミュニティ・ストア	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア	
ヤマザキスペシャルパートナーショップ		ニューヤマザキデイリーストア	
MMK（マルチメディアキオスク）設置店		セイコーマート	ハマナスクラブ※

（注）コンビニエンスストアでは、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に限り納付できます。ただし、納付額が30万円を超えるもの、納期限を過ぎたもの、領収済通知書にバーコードが印字されていないもの、金額が訂正された納付書は、取扱いができません。

※印のあるコンビニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱の表示店舗に限ります。

④ 口座振替

電気・ガス・水道料金について、ほとんどのご家庭が口座振替（自動払込）を利用されているように、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税についても、預貯金から口座振替の方法により納めることができます。

口座振替（自動払込）を利用されますと、納期ごとに市役所や金融機関へ出かけることなく、手続きをした月の翌月以降に納期限の到来するものから自動的に振替納付ができます。お忙しい方や会社勤めの方には納め忘れもなく便利です。また、振替手数料も不要です。

■ 利用申込手続き

口座振替の手続きはいつでもできます。預貯金口座のある取扱金融機関へ納税通知書と預貯金通帳及び届け出印をお持ちのうえ、口座振替を希望される税の納期限1か月前（ゆうちょ銀行は40日前）までにお申し込みください。

口座振替依頼書は納税課・市内の取扱金融機関の窓口にあります。必要な場合は郵送しますので、納税課にお問い合わせください。

取扱金融機関	奈良市指定金融機関・奈良市収納代理金融機関 →P46
口座振替（自動振込み）できる預金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金
振替日	各納期の最終日 ※全期一括振替は、第1期納期の最終日
振替済通知書	第4期分の振替が終わった時点で、1期～4期分を一覧表にしたものを送付 ※全期一括振替は、振替月の翌月に送付

⑤ 市税の減免と徴収の猶予

火災・風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、その事情に応じて、税金を減らしたり、納める時期を遅らせたり、分割して納められるようにする次のような制度があります。

■ 市税の減免

納税義務者が次の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。

減免を申し出る場合は、納期限までに申請書を提出していただくことになっています。

税の種類	主な要件
①個人市民税	●生活保護や中国残留邦人等支援給付を受ける場合 ●解雇等により所得が前年の2分の1以下になった場合 ●災害により損害を受けた場合 ●勤労学生控除を受ける学生・生徒の場合
②固定資産税	●生活扶助などを受ける場合
③都市計画税	●公的年金等世帯の収入合計額が一定以下の場合 ●災害（火災・風水害など）を受けた場合
④軽自動車税	●障がい者（身体障がい者が18歳未満又は知的・精神障がい者の場合はその家族）が所有する車で、障がい者自身が使用する場合、またはその家族がその障がい者のために使用する場合など
⑤事業所税	●天災などの場合

※①の各税については市民税課へ、②の各税については資産税課へお問い合わせください。

■ 徴収の猶予

税金は、納期限までに納付しなければなりません。次のような事情により納付が困難な場合には、申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、分割して納付したりすることができます。（これを徴収の猶予といいます。）

ただし、猶予期間は、原則として1年以内となります。

- 災害や盗難にあったとき
- 本人や家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき
- 事業を廃止したときや失業したとき
- 事業について、著しい損失を受けたとき
- 以上の事実に類する事情があるとき

※納期限前の場合は納税課、納期限を過ぎてしまった場合は滞納整理課へお問い合わせください。

⑥ 審査請求

市税の課税決定や滞納処分などについて不服のある場合、市長に対して文書により審査請求をすることができます。審査請求のできる期間は、次のとおりです。

区分	期間
市税の課税決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日まで

※固定資産の価格に対する不服については、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。（→P28）

納税管理人の申告

市民税・固定資産税などの納税義務者で、国外に転出される方や国外に居住している方は、納税管理人の申告をしてください。

納税管理人は、納税義務者に代わって納税に関する手続きなどを行います。

納税者が死亡した場合

納税者が死亡した場合は、その相続人が納税の義務を受け継ぐことになります。これを相続による納税義務の承継といいます。

相続人が2人以上いるときは、そのうちから納税に関する書類を受領する代表者を決めて、課税されている市役所の税の窓口へ届け出をしてください。

Q&A

口座振替の開始時期は……？

Q 先日、市民税・県民税の納税通知書が送られてきましたが、今日（6月20日）口座振替の手続きをしたら、いつから振替になるのでしょうか。

A 口座振替手続きをした月の翌月以降に納期限の到来するものから振替することになっておりますので、8月の第2期分から口座振替納税になります。

なお、第1期分の市民税・県民税については、お送りした納税通知書により、金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所で納めてください。

納期を過ぎてから納める場合、延滞金の計算方法は…？

Q 私は、市民税・県民税の第1期分（納期限：令和元年6月30日）150,000円の納税を忘れていました。今日（令和元年8月31日）納めたいと思いますが、延滞金はかかるでしょうか。

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算されます。したがって、あなたの場合は、次のとおり延滞金が1,400円かかります。

$$150,000\text{円}\text{A} \times \frac{(31\text{日} \times 0.026\text{C}) + (31\text{日} \times 0.089\text{D})}{365\text{日}} = 1,400\text{円}\text{B}$$

① 1,000円未満端数切り捨て

② 100円未満端数切り捨て

③ 年2.6%の割合の期間

（納期限の翌日から1か月を経過する日まで）

④ 年8.9%の割合の期間

（納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後）

納期限の翌日から1か月を経過する日まで
延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が7.3%を超える場合は7.3%）
納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後
延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合
延滞金特例基準割合
各年の前々年の10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定金利の平均の割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合（平成31年は0.6%）+1%
※令和3年1月1日から延滞金計算に用いる特例基準割合の名称が、延滞金特例基準割合に変更されます。

<参考> 延滞金の割合の推移

対象期間	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%	14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から	2.6%	8.9%